



# 国民年金だより

『知らなかった』  
では、損をする！

## 会社を辞めたら年金の届出を！

### ■国民年金の基本体系

第1号被保険者	第2号被保険者		第3号被保険者
学生・農業・自営業等 自営業・農林漁業・アルバイト等で20歳以上60歳未満の人、 会社員や公務員等の妻(夫)であって夫(妻)に扶養されていない20歳以上60歳未満の人	会社員 厚生年金に加入している会社の社員の人	公務員 共済組合に加入している組合員の人	専業主婦(夫) 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の妻(夫)
	退職した場合は、国民年金の加入届出が必要です。もし扶養している妻(夫)がいれば併せて配偶者の種別変更も必要です。〈注1〉		配偶者に扶養されていた場合は、種別変更の届出〈注1〉

※  
左記の〈注1〉  
に該当するときは、14日以内に届出が必要です。

### Q & A

#### 国民年金に未加入・加入していても保険料が未納の場合

Q. 20歳から22歳まで学生であったので、学生特例納付を申請し卒業後は、3年間保険料は納めていませんでしたが、25歳で就職し4年間厚生年金に加入してその後、退職したが、国民年金の届出をしないままに1年後に30歳で再就職し厚生年金に加入しましたが、3ヶ月後に交通事故に遭い障害状態となりました。障害年金の対象となるか？

A. 20歳から交通事故に遭うまでの期間で納付可能期間は10年である。保険料を納めた期間が厚生年金で4年、学生特例期間が2年であり合計で6年となる。保険料の未納期間は、22歳から25歳までと29歳から30歳までの4年である。障害年金支給要件に未納期間が3分の1以上ないことがあるため、今回のケースの場合は、障害年金の支給要件に該当しません。もし、22歳から25歳まで保険料の申請免除をして、29歳で会社を辞めた時点でも免除申請をしていたら、障害年金の支給要件に該当し年金が貰えたでしょう。



▲所得が少なくて保険料納付が困難な時や会社を辞めて収入がないときは、保険料の申請免除ができます。

## 年金をもらうためには

請求の手続きは、  
自分でしなければいけません。

加入期間や年齢等の条件がそろえば、年金を受ける権利(受給権)がありますが、それだけでは年金はもらえません。年金を受給するためには該当する年齢に達し受給権が発生したとき、裁定請求を自分でしなければいけません。

### 《年金請求は、いつすればいいの？》

基礎年金は、原則として65歳の誕生日の前日からできます。(65歳前でもできますが、その場合は、支給率が下がります)

### 《手続きに必要なもの》

基本的には、印鑑、年金手帳、戸籍謄本、通帳で大丈夫ですが、個人の状況により必要となる書類がありますので事前に相談してください。

### 《請求書の提出先》

加入が国民年金だけの人 → 阿蘇市役所市民課国民年金係  
加入期間が厚生年金と国民年金の人 → 社会保険事務所  
加入期間が厚生年金だけの人 → 社会保険事務所

年金請求の請求をする前に、  
もう一度自分の履歴を確認しましょう。

- ▼年金手帳を2冊以上持っていないか、又は基礎年金番号と違った番号が記載してありませんか。
- ▼転職等で何回も会社を変わっている場合、会社の履歴をすべて記録されていますか。
- ▼受給期間要件は、満たされていますか。

### 年金相談のお知らせ

熊本東社会保険事務所の年金担当者による相談が、月2回あります。

毎月第1水曜日 農村環境改善センター(内牧)  
毎月第3金曜日 一の宮保健センター